

# 住所異動の届出は 正しく速やかに

住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所などが記録され、大垣市民であることを証明する大切なものです。これらは、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスの基礎ともなっています。



間もなく、就職・転勤・転入学など、異動シーズンを迎えます。確実に行政サービスが受けられるよう、市外からの転入・市外への転出・市内転居などで住所を移す人は住所異動の届出を速やかに行ってください。

詳しくは、窓口サービス課 (☎47-8764) へ。

## 2月11日(火)祝は ごみ収集を休みます

2月11日は、祝日「建国記念の日」のため、すべてのごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、2月14日(金)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター (☎89-4124) へ。



## 上石津図書館の臨時休館

上石津図書館は、蔵書点検・図書整理のため、臨時休館します。



\*臨時休館日/2月27日(木)・28日(金)  
\*問合せ/同館 (☎45-3118) へ

## ハローワーク大垣 学卒コーナーのご利用を

ハローワーク大垣は、令和2・3年に卒業する大学生、短大生、専門学校生や学校卒業後3年以内の既卒者を対象に就職活動を支援します。

同コーナーでは、エントリーシートの作成支援、面接試験対策(要予約)、グループディスカッションとグループ面接対策(要予約)などを行います。

詳しくは、ハローワーク大垣 (☎73-9296) へ。

## 事業承継を応援します

事業承継ネットワーク構成機関(金融機関・商工会・商工会議所など)は、事業承継の準備に向けた相談にお応えします。必要に応じて、弁護士・公認会計士・税理士などの専門家を無料で派遣します。



詳しくは、大垣商工会議所 (☎78-9111) または大垣市商工会 (☎71-0294) へ。

# 土地の売り払い

市土地開発公社は、下表の保有地を公募申込で売り払います。概要は、同公社で配布の「保有地売却のしおり」(同公社HPからダウンロード可)をご覧ください。詳しくは、同公社 (☎47-8649) へ。

▶申込/2月3~14日の平日の午前8時30分~午後5時15分に、同公社へ ※郵送や電話による申し込みはできません

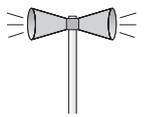


## ●●● 公募売払物件 ●●●

物件番号	所在地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	価格(円)
83	外濶2丁目31番2	田	2,995.02	74,570,000
95	大島町2丁目150番2	田	1,508.93	34,100,000
120	新開町95番2	田	991.75	25,580,000
151-2	墨俣町二ツ木字張田子314番3	田	270.23	7,700,000

## 全国瞬時警報システムの 全国一斉情報伝達試験

2/19(水)午前11時 実施



地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」。その情報伝達試験が、

2月19日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。

詳しくは、危機管理室 (☎47-7385) へ。



メール配信サービス

## 審議会を傍聴してみませんか

国民健康保険運営協議会		担当: 窓口サービス課 (☎47-8132)
2/17(月)	13:30~14:30	市役所4階 会議室4-4
・令和2年度大垣市国民健康保険事業計画(案)について ほか		
障がい者の暮らしを支える協議会		担当: 障がい福祉課 (☎47-7298)
2/18(火)	13:30~15:00	市役所4階 会議室4-4
・令和元年度各部会の開催報告について ほか		
留守家庭児童教室運営委員会		担当: 社会教育スポーツ課 (☎47-8063)
2/19(水)	10:00~11:30	市役所6階 教育委員会室
・留守家庭児童教室の運営について ほか		
都市計画景観審議会		担当: 都市計画課 (☎47-8694)
2/19(水)	13:00~15:00	市役所4階 情報会議室
・大垣都市計画道路の変更について		
学校給食センター運営委員会		担当: 南部学校給食センター (☎89-2033)
2/21(金)	10:30~11:15	南部学校給食センター2階 第1研修室
・令和2年度学校給食費会計予算について ほか		

## ご利用ください!

# 育英資金制度

市は、経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、「育英資金制度」を設けています。利用を希望する人は、各学校または社会福祉課にお尋ねください。

なお、募集要項は3月下旬から、同課などで配布します(市HPからダウンロード可)。



- ◆対象/大学、短期大学、大学院、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4・5年)の学生
- ◆支給月額/2万5,000円(助成2,500円+貸付2万2,500円)
- ◆問合せ/同課 (☎47-7256) へ

## ご利用ください! 小・中学校の就学援助

市教育委員会は、経済的な理由で子どもを小・中学校へ就学させることが困難な人に、学校給食や学用品費などの一部を援助しています。

- ◆対象/前年度または今年度において、次のいずれかに該当し、教育委員会が総合的に判断し認定した人
  - ①市民税が非課税または減免となった世帯
  - ②児童扶養手当の支給を受けた世帯
  - ③保護者の職業が不安定であるなど、生活状態が悪いと認められる世帯
- ◆援助の内容/学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費(学校保健法による疾病)など
- ◆申込/子どもが通う小・中学校へ(申請書は各学校で配布)

申込は、  
お子さんの  
通う学校へ



問合せ 庶務課 (☎47-8022) へ